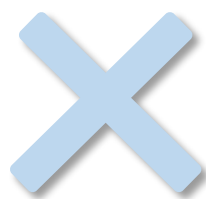


M&A のリスクで後悔しないための チェックシート

一緒につくりました！

リーガリュウ

たすけん
お助犬
OTASUKEN



大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

大阪弁護士会
中小企業・NPO 法人等支援センター

後継者不在の中小企業において、M&A を活用される方が増えてきました。

M&A は会社存続のための手段として有効である一方、トラブルになるケースも増加しています。買い手企業にリスクがあるのはもちろん、M&A の経験に乏しい売り手企業がリスクに直面するケースもあり、「大阪弁護士会中小企業・NPO 法人等支援センター」と「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」は、我々で何かできないかとお話し合いました。その結果、具体的に何に留意すべきか分かりやすいツールがあれば、安全で円滑な M&A に繋がるのではないかと考え、両者協力して、主に売り手企業に向けてこのチェックシートをつくりました。

M&A のリスク回避のためのすべての項目が網羅されている訳ではありませんが、できる限り事前にご検討いただきたい内容を記載しています。

このチェックシートが後悔のない M&A の一助となれば幸いです。

対象：株式譲渡で会社を譲渡する社長様へ

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

1



売り手企業も買い手企業の事をもっと知ろう！



M&A において売り手企業の情報はたくさん知ってもらうけど・・・

売り手企業が M&A による相手探しを開始するにあたって、決算書などの財務資料や従業員・設備などの情報をたくさん提示します。(秘密保持契約を締結したうえで)

一方、買い手企業の情報は、上場企業でない場合は特に、入手しづらいケースも多々あります。

M&A において、どちらが相手より優位という事はありません。お互いフェアな関係です。

また、最近では、約束したはずの経営者の保証解除の手続を一向にしてくれない、譲渡会社の現預金などの資産を使うだけ使って、その他の約束は守らず、資産の返還にも応じない等の悪質な買主や、このような買主へのチェック機能を全く果たさないずさんな M&A 仲介・FA 業者の例が報じられています。

M&A 仲介・FA 業者へ任せきりはリスクがあります。大切な会社、従業員、取引先などを引継いでもらう買い手が、どんな会社なのかを知るための客観的資料を確認し、信頼しても大丈夫かどうか等、しっかり相手の事が分かったうえで契約を行いましょう。



当件に特に留意いただきたい売り手企業の社長様

まったく知らない会社への譲渡を検討している売り手企業様

まずはここからスタート！

●STEP1 (秘密保持契約の締結)

- お互いのことを知る前に、「秘密保持契約書」を締結する。
- 「秘密保持契約書」の中の秘密情報開示先に「事業承継・引継ぎ支援センター」を記載する。
- 「秘密保持契約書」の中の秘密情報開示先に「保証・担保解除する金融機関」(該当ある場合)を記載する。

●STEP2 (情報開示のおねがい)

- 知りたい情報について情報開示のおねがいをしましょう。(M&A 仲介・FA 会社、買い手企業 等)

- 会社の登記簿謄本
- 確定申告書・決算報告書 3 期分
- グループ会社一覧
- 事業の内容が分かるパンフレット等
- 代表者の本人確認書類

対象：株式譲渡で会社を譲渡する社長様へ

●STEP3（買い手企業との面接のおねがい）





- 買い手企業の代表者と面談し、信用できる人かどうか判断しましょう。
 - ・理由を付けて面談しようとしなない、面談約束をキャンセルする等がないか
 - ・会社訪問を受け付けてくれない等、不誠実な対応がないか
 - ・経営者保証の解除について、具体的な解除の方法・手順はどのような予定をしているのか、金融機関の了承は得ているのか(あるいは見込みが立っているのか)を説明できるか
 - ・売り手企業の事業内容や財務内容を理解しているか
 - ・その他、非常識、不誠実と感じる点はないか等が要チェックです。

【専門家・セカンドオピニオンの活用】

- M&A について不安や疑問がある場合は、弁護士もしくは事業承継・引継ぎ支援センターへ相談する。
(連絡先は下記)

問い合わせ先

- ・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
- ・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

 06-6364-7661
 06-6944-6257

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

2



売り手社長の経営者保証や自宅不動産の担保の移行・解除が可能か確認しよう！



最近、問題となっているトラブル事例について

M&A 前に負っていた売り手社長の借入金やリースの連帯保証を M&A 後に解除する契約であったが、買い手企業がその義務を果たさず、売り手企業の業況の悪化による破産、連鎖して売り手社長が個人破産する羽目になった。



当件に特に留意いただきたい売り手企業の社長様

債務超過等の財務状況が厳しい会社の譲渡で、クロージング時は低額の譲渡対価の支払いにとどまる一方で、クロージングから一定期間経過後に相当程度の譲渡対価・退職金を支払うという条件で買い手企業候補との M&A を検討されている方

まずはここからスタート！

●STEP1（現状確認）

会社の借入金等の連帯保証人になっているか？ 自宅の不動産を担保に供しているか確認する。

（確認書類例）金融機関との金銭消費貸借契約書、自宅不動産の登記事項証明書

●STEP2（解除宣言）

会社を M&A で譲渡するにあたって、「個人保証を解除（もしくは買い手企業へ移行）したい」「担保の解除をしたい」旨、買い手企業（仲介会社や FA 会社がいる場合は当該会社）に伝える。

●STEP3（具体的施策）

3-1 【守秘義務契約】

情報開示対象の確認：守秘義務契約について内容の精査（情報開示についての事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等の扱いはどうなっているか等）。

3-2 【買い手企業の情報】（買い手企業の信用力で売り手企業の経営者保証を解除・移行する必要性がある場合）

相手（買い手企業）の会社の事をよく知る（チェックシート その①「相手のことをよく知る」参照）。

（確認書類例）買い手企業の ①税務申告書 ②決算報告書 ③会社の全部事項証明書

3-3 【契約書】

最終契約書（株式譲渡契約書）に、経営者保証の解除をクロージングの前提条件とし、これが履行されない場合にはクロージング日の前後に限らず契約解除事由となる旨を明記する。



3-4 【金融機関への事前相談】



POINT!

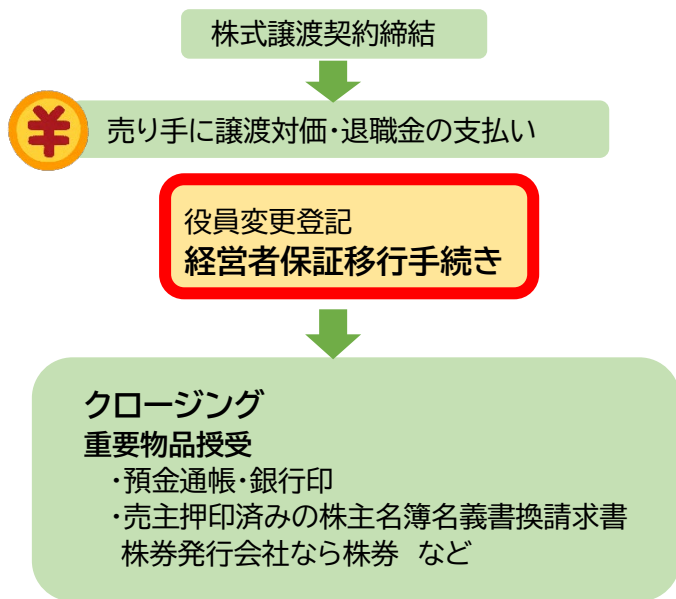


- 「基本合意書締結後」M&A 成立前に金融機関等に事前相談をする。
留意点：・守秘義務契約の内容等(チェック 3-1 に基づくことに注意)
・買い手企業の財務状況によっては、金融機関の保証人変更の内諾が難しい場合がある
- どのような場合に経営者保証を解除できるか、金融機関との目線合わせが重要！！**
- ※保証協会が金融機関の負債を保証している場合は、保証協会の同意も必要となります。

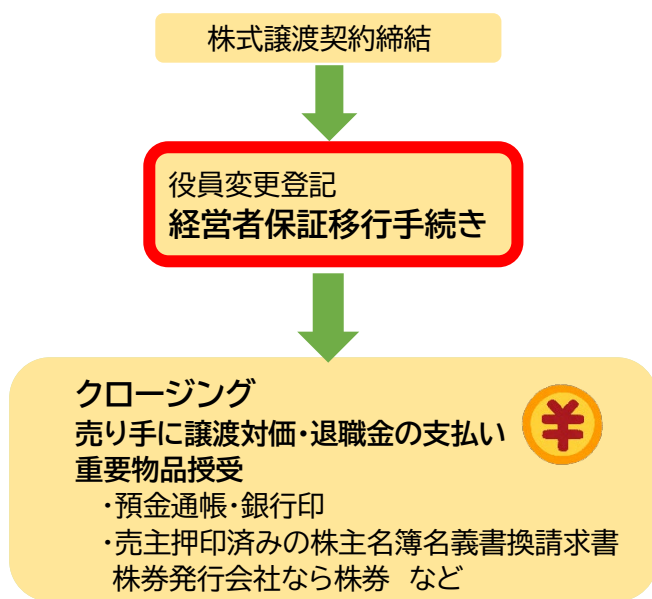
3-5 【早期の移行・解除】

- クローリング前の経営者保証移行・解除を実施する。
留意点：役員変更登記の実施。買い手企業の新社長への移行・解除については、金融機関の手続きでは通常役員変更登記が必要である。
- 預金通帳・銀行印などの重要物品は、保証解除されてから、買い手企業に渡すことを検討する。
最終契約締結後クローリングまでの進め方として次のパターンが考えられる。

パターン例①



パターン例②



※例①②とも、クローリング時に株式にかかる所有権移転効果が生じるものとする

3-6 【専門家・セカンドオピニオンの活用】

- 経営者保証等の移行について不安がある場合は、弁護士もしくは事業承継・引継ぎ支援センターへ相談する。

問い合わせ先

・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 06-6364-7661
☎ 06-6944-6257

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

3



M&A 後に起こりうる買い手との トラブル要因を事前に回避しよう！



よくある M&A のトラブル事例について

株式譲渡後、①事業に必要な許認可・資格が承継できず／②賃貸借契約の引き継ぎ困難／③キーマンの従業員の離脱リスク／④主要取引先との取引解消リスクなどが挙げられます。

株式譲渡では基本的には取引主体が法人との契約であるため、取引の継続が前提ではありますが、上記のトラブルが発生し、事業の継続が危ぶまれるケースがあります。

①事業に必要な許認可・資格が承継できず

- 事業に必要な許認可を確認しよう。許認可の維持に必要な資格要件は満たしているか。
資格要件については担当の所管窓口事前に確認することが必要。
建設業・運送業・人材派遣業では会社に必要な許認可のみならず、人的要件も確認が必要。

(確認書類例) 許認可証の確認

②賃貸借契約の引き継ぎが困難

- 賃貸借契約書の COC 条項(※)の記載の有無を確認しよう。
- 家主への事前の確認
賃貸借契約書には COC 条項は記載されていなくとも、オーナー側からすると「現社長との付き合いがあるために現在の賃貸借契約書の内容で貸している」と心情によることもありえる。

※COC 条項:M&A などを理由として契約の一方当事者に支配権の変更、経営権の移動が生じた場合、契約内容に何らかの制限や、他方の当事者によって契約を解除することができる。

(確認書類例) 賃貸借契約書の確認

対象：株式譲渡で会社を譲渡・譲受する社長様へ

③キーマン従業員の離脱の防止

- M&A に不安・不満を持った従業員が退職してしまうケースがある。技術やノウハウを持った従業員が退職してしまうと、M&A を成功させるのは困難になります。

- 従業員への説明は、センシティブな問題であり、時期やタイミング・内容を十分に吟味しないで行った場合、それ自体がトラブル要因になるので注意が必要です。

対策例

- ・給料面・福利厚生面において M&A 後 2 年間程度は不利益な変更を行わないことの確約。
- ・買い手企業とともに M&A 後に従業員開示の説明会を開き、従業員の不安を取り除くことが必要。
- ・情報漏えい対策したうえでのキーマン従業員への事前説明や事前提案(買収打診含む)。

④主要取引先の取引解消

- 取引先との取引基本契約書のチェックを行う。
(確認書類例) 取引基本契約書の COC 条項を記載の有無を確認

※②COC 条項説明参照



- 取引基本契約書がない場合は M&A 後に取引先から反対されるケースがあるので株式譲渡契約を締結するまでに重要な取引先への打診が必要である場合が多い。

対策例

- ・M&A 後に主要取引先や仕入れ先から取引継続することが困難となるおそれがある場合、基本合意締結後から最終契約締結前に取引先や仕入れ先への説明を行い承諾を得る必要がある。

問い合わせ先

- ・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
- ・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

 06-6364-7661
 06-6944-6257

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

4



M&A で必要な**手続**、ちゃんとできてる？



「よし、M&A で会社を売るぞ！」「M&A で会社を買うぞ！」「よし、相手が見つかった！」「よし、最終契約調印。M&A 成約！」

…と、順調にご成約に至ったと思い、ほっと一息の企業様。その M&A 手続は本当に大丈夫？
必要な手続、抜けていませんか？抜けている手続があると、「契約や法律に反している」などとされて、
後から「有効でない！」と言われるなど、いろんな方から不備を指摘されるリスクがあります。

M&A の前後で、売主側、買主側、それぞれがなすべき手続をチェックしてみましょう。

▶当件に特に留意いただきたい企業様

M&A 仲介業者の支援がない企業様、事業譲渡で M&A 実施予定の企業様など

株式譲渡の場合（*株主が変わり、法人を引き継ぐ場合）

●売主側（M&A 対象会社側）

- 株券の有無の確認と確保、株主名簿の提供
- 売主の一部のみが決済に関与する場合、他の株主からの委任状の取得
- 対象会社の株式の譲渡を承認する取締役会決議（議事録）
←譲渡制限会社の場合（取締役会非設置会社であれば、株主総会決議（議事録））
- 退任・退職を予定する役員・従業員からの辞任届・退職届の取得
- 取締役への退職金支払がある場合、株主総会決議（議事録）
- （COC条項がある場合など）不動産賃貸借契約・リース契約の貸主からの承諾書
←その他の取引についても必要であれば同様の承諾書
- 担保変換の準備（従前の経営陣が提供する担保物件の確認等）

●買主側

- （会社が新株主となる場合）会社が株式の購入することを承認する株主総会決議（議事録）
- 担保変換の準備（新たな経営陣が提供する担保物件の確認等）
- 許認可・資格等の引継ぎについての準備（引継ぎが可能か否か、引継ぎのための要件の確認等）

対象：株式譲渡・事業譲渡で会社を譲渡・譲受する社長様へ

事業譲渡の場合（*事業のみを引継ぐ場合）

●売主側

- 事業譲渡を承認する株主総会議事録（議事録）
- 事業譲渡を承認する取締役会決議（議事録）
- 不動産賃貸借契約・リース契約等の貸主からの承諾書
 - ← 契約当事者（借主）が変わるので、常に必要
 - ← その他の取引（主要取引先等）についても必要であれば同様の承諾書（少なくとも口頭の上承）
 - ← 必要な場合には債権譲渡通知も
- 従業員の退職及び新規雇用に関する承諾書
- 担保変換の準備（従前の経営陣の提供する担保物件の確認等）

●買主側

- 事業譲受を承認する株主総会決議（議事録） * 簡易譲渡の場合を除く。
- 事業譲受を承認する取締役会決議（議事録）
- 不動産賃貸借契約・リース契約等の締結の準備
 - ← 新規契約扱いになる場合、保証金等の負担も
- 各取引先や各従業員、水道光熱・通信などの全ての契約の締結の準備
 - ← 契約当事者が変わるので、全ての契約について切り替えが必要
- 会社の譲渡など経営陣が交代する場合の、保証解除・担保変換
- 担保変換の準備（新たな経営陣が提供する担保物件の確認等）
- 許認可・資格等の引継ぎについての準備（引継ぎが可能か否か、引継ぎのための要件等を確認）

問い合わせ先

・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 06-6364-7661
☎ 06-6944-6257